平成２３年（フ）第２３６号
群馬県高崎市中里町66番地１
破産者　岸　　淳一
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３９号
群馬県高崎市浜川町257番地２
破産者　菅沼　隆一
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５２１号
神奈川県横須賀市大津町４丁目11番52号
破産者　大貫　裕一
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２３号
神奈川県横須賀市大津町４丁目11番52号
破産者　大貫　文惠
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９４号
神奈川県大和市上草柳８丁目15番５号
破産者　窪　　謙一
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９５号
神奈川県大和市上草柳８丁目15番５号
破産者　窪　　孝子（旧姓渡邉）
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市南金目2279番地の３
破産者　臼井　和也
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９号
新潟県新発田市豊町１丁目10番26号　リッチタウン２号館101
破産者　佐々木智美
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８２号
新潟県新発田市虎丸759番地
破産者　加藤　直子
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９１号
新潟県新発田市住吉町４丁目１番20号
破産者　梨本　直之
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目58番14号　ロイヤルシティⅡ－209号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区葵西４丁目11番１号
破産者　南武食品こと　佐々木耕治
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
静岡県掛川市中央１丁目17番地の２　スクエアビル５Ｆ
破産者　瀧井　隆宏
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
静岡県掛川市久保１丁目８番13号　サイレンスシティ101号
破産者　瀧井きよ子
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
大津市美空町１番23－403号、前住所大津市日吉台１丁目19番５号
破産者　野本　利明
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０８号
大阪府豊中市上野東２丁目15番64号
破産者　高木　元治
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１号
福岡県久留米市京町265番地
破産者　重冨　昇吾
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８９号
長崎県諫早市城見町３番11号
破産者　山下みさ子
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
大分市大字中判田750番地の１
破産者　清田　明子
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋613番地１
破産者　宮城　　貢
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部